

第 1 章 総 則

第 1 節 水防計画の目的

この計画は、水防法第 33 条（水防計画）に基づき、本町における洪水に際し水災を警戒防御し、これによる被害を軽減することを目的として、町内各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防団（消防団）の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具資材及び設備の整備と運用について実施の大綱を示したものである。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第 2 条第 2 項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（水防法第 4 条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（水防法第 2 条第 3 項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（水防法第 2 条第 4 項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（水防法第 2 条第 5 項）。

6 水防団

水防法第 6 条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（水防法第 2 条第 7 項、第 10 条第 3 項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（水防法第 12 条）。

第1章 総 則

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているとして水防管理者が指定した団体をいう（水防法第 36 条第 1 項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行ふ発表をいう（水防法第 2 条第 8、第 16 条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第 13 条）。

12 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（水防法第 13 条の 2）。

13 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

14 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者または量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（水防法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

17 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18 内水氾濫危険水位

水防法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。

内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

19 洪水特別警戒水位

水防法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

20 雨水出水特別警戒水位

水防法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

21 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

22 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該

第1章 総 則

河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第 14 条）。

23 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（水防法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

24 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

第 3 節 水防の責任及び居住者等の義務

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第 1 項 町の責任

町は、その区域内における水防を十分に果すべき責任を有する（水防法第 3 条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 水防団の設置（水防法第 5 条）
- 2 水防団員等の公務災害補償（水防法第 6 条の 2）
- 3 平常時における河川等の巡視（水防法第 9 条）
- 4 水位の通報（水防法第 12 条第 1 項）
- 5 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（水防法第 13 条の 2 第 2 項）
- 6 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第 14 条の 2）
- 7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第 15 条）
- 8 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第 15 条の 2）
- 9 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- 10 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- 11 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- 12 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第 17 条）
- 13 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- 14 警戒区域の設定（水防法第 21 条）
- 15 警察官の援助の要求（水防法第 22 条）

- 16 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第 23 条）
- 17 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第 25 条、第 26 条）
- 18 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- 19 避難のための立退きの指示（水防法第 29 条）
- 20 水防訓練の実施（水防法第 32 条の 2）
- 21 （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（水防法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- 22 （指定水防管理団体）水防協議会の設置（水防法第 34 条）
- 23 水防協力団体の指定・公示（水防法第 36 条）
- 24 水防協力団体に対する監督等（水防法第 39 条）
- 25 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第 40 条）
- 26 水防従事者に対する災害補償（水防法第 45 条）
- 27 消防事務との調整（水防法第 50 条）

第2項 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（水防法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 指定水防管理団体の指定（水防法第 4 条）
- 2 水防計画の策定及び要旨の公表（水防法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- 4 都道府県水防協議会の設置（水防法第 8 条第 1 項）
- 5 気象予報及び警報、洪水予報の通知（水防法第 10 条第 3 項）
- 6 洪水予報の発表及び通知（水防法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- 7 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第 12 条）
- 8 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（水防法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- 9 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（水防法第 13 条の 2）
- 10 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- 11 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- 12 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（水防法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- 13 水防信号の指定（水防法第 20 条）
- 14 避難のための立退きの指示（水防法第 29 条）
- 15 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（水防法第 30 条）
- 16 水防団員の定員の基準の設定（水防法第 35 条）
- 17 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第 40 条）
- 18 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（水防法第 48 条）

第3項 国土交通省の責任

- 1 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- 2 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- 3 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第12条）
- 4 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条第1項）
- 5 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（水防法第13条の4）
- 6 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条）
- 7 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- 8 水防警報の発表及び通知（水防法第16条第1項及び第2項）
- 9 重要河川における都道府県知事等に対する指示（水防法第31条）
- 10 特定緊急水防活動（水防法第32条）
- 11 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 12 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（水防法第48条）

第4項 河川管理者の責任

- 1 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

第5項 気象庁の責任

- 1 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- 2 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

第6項 居住者等の義務

- 1 水防への従事（水防法第24条）
- 2 水防通信への協力（水防法第27条）

第7項 水防協力団体の義務

- 1 決壊の通報（水防法第25条）
- 2 決壊後の処置（水防法第26条）
- 3 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- 4 業務の実施等（水防法第36条、第37条、第38条）

第4節 水防計画の作成及び変更

第1項 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第2項 水防協議会の設置

町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。水防協議会に関し必要な事項は、水防法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第3項 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、河川管理者、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、県管理河川流域における洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、以下の協議会を設置している。

1 上益城水防区水防災意識社会構築協議会

(1) 主な対象河川

緑川、加勢川、五ヶ瀬川、木山川、矢形川、御船川、千滝川

(2) 構成市町村

益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町

2 緑川水防災意識社会再構築協議会

(1) 協議会の構成

熊本市長、宇土市長、宇城市長、嘉島町長、御船町長、甲佐町長、美里町長、熊本県土木部河川港湾局河川課長、熊本県知事公室危機管理防災課長、熊本県農林水産部農村振興局農地整備課長、熊本県企業局発電総合管理所長、気象庁熊本地方气象台長、九州電力（株）熊本支店技術部長、九州旅客鉄道（株）鉄道事業本部新幹線部長、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長、国土交通省九州地方整備局緑川ダム管理所長

(2) 幹事会の構成

熊本市政策局危機管理防災総室副室長、熊本市都市建設局土木部河川課長、宇土市危機管理課長、宇城市危機管理課長、美里町総務課長、御船町総務課長、御船町農業振興課長、嘉島町

第1章 総 則

総務課長、甲佐町くらし安全推進室長、熊本県知事公室危機管理防災課審議員、熊本県土木部河川港湾局河川課審議員、熊本県農林水産部農村振興局農地整備課審議員、熊本県企業局発電総合管理所施設二課長、気象庁熊本地方気象台防災管理官、九州電力（株）熊本支店技術部土木建築グループ長、九州旅客鉄道（株）鉄道事業本部安全創造部担当課長、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所副所長、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所流域治水課長、国土交通省九州地方整備局緑川ダム管理所専門官

第4節 安全配慮

洪水、内水等いずれの場合においても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

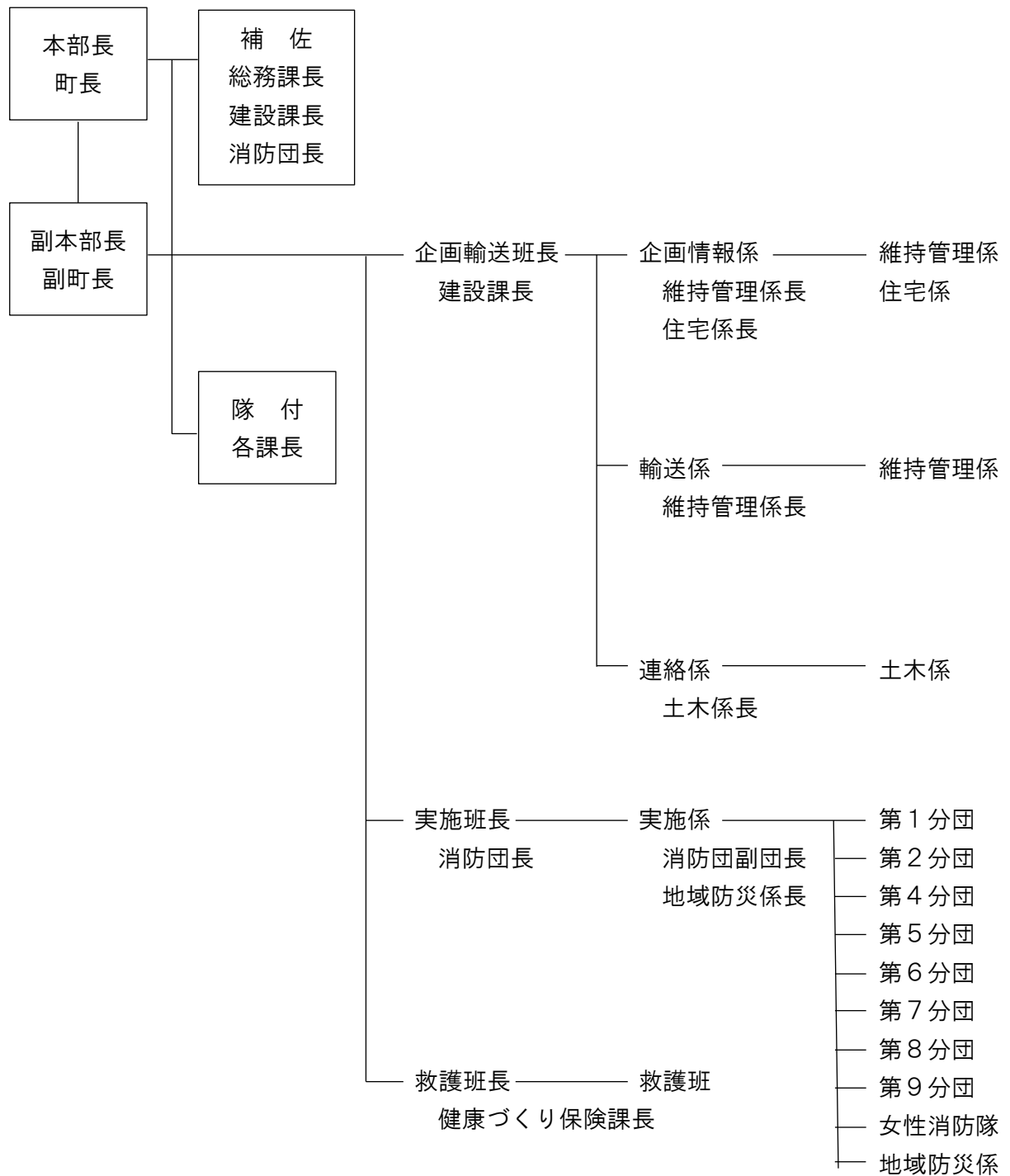
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動は原則として複数人で行う。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 10 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- 11 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

水防に係のある警報・注意報等の発表等により、洪水、内水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなつたと認められるときまで、町は役場内に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。



第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

- ・重要水防箇所一覧（県知事管理区間）【資料 1－1】（P. 39）
- ・重要水防箇所一覧（国土交通大臣管理区間）【資料 1－2】（P. 40）
- ・重要水防箇所位置図（国土交通大臣管理区間）【資料 1－3】（P. 43）
- ・道路冠水危険箇所位置図【資料 1－4】（P. 45）

第4章 気象予警報・観測・通信連絡

第1節 気象予警報

第1項 熊本地方気象台が発表する注意報及び警報

熊本地方気象台長は、気象等の状況により洪水、内水等のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

◆水防活動用注意報・警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報等の種類

水防活動用 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

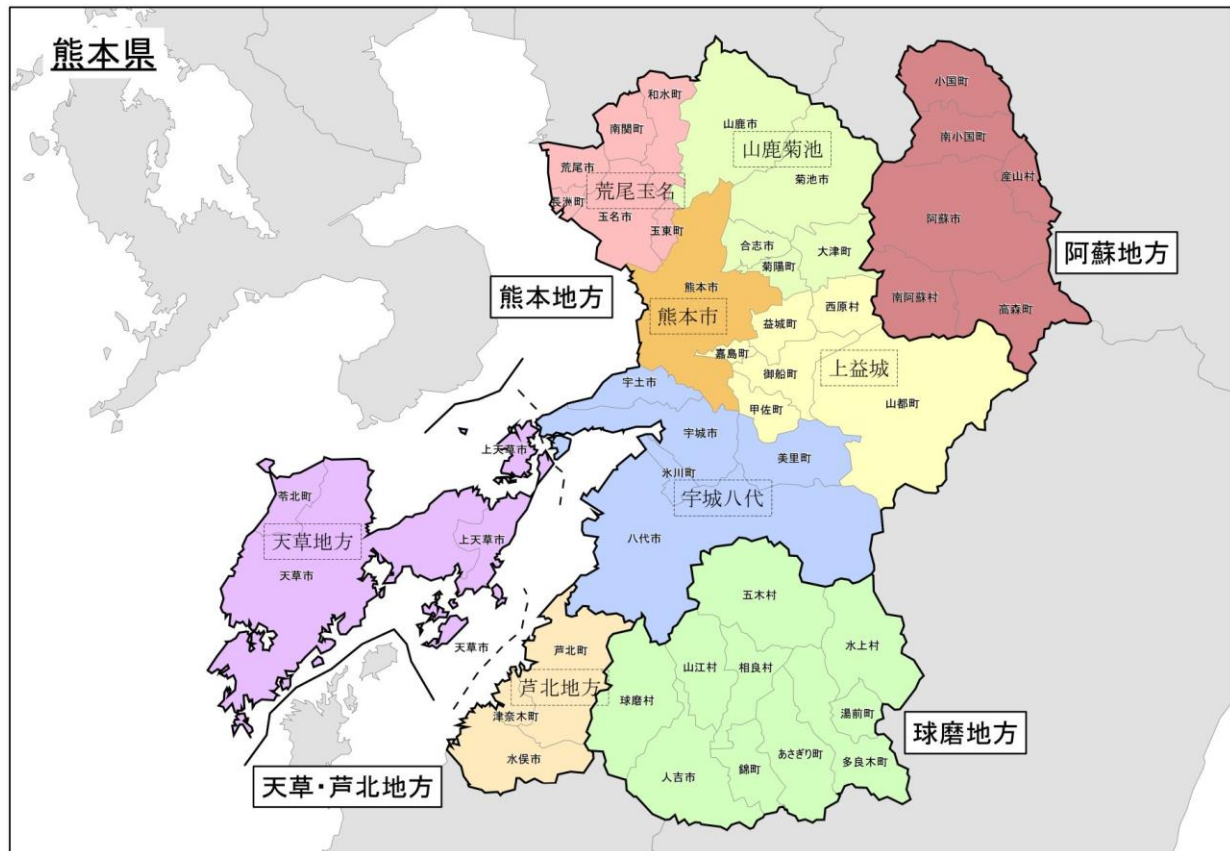
◆大雨警報・洪水警報等を補足する情報

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

第4章 気象予警報・観測・通信連絡

1 気象予警報の発表地域

原則として市町村（二次細分区域）ごとに発表する。気象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで特別警報・警報・注意報を放送される際は、市町村等をまとめた地域が利用される場合がある。



一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	宇土市、宇城市、八代市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
芦北地方	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

出典：九州・山口県 防災情報ハンドブック 2017

2 御船町における注意報・警報等の発表基準

◆大雨、洪水に関する注意報・警報の発表基準

種類		発表基準	
大雨	注意報	表面雨量指数基準	15
		土壌雨量指数基準	164
	警報(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	25
		土壌雨量指数基準	269
洪水	注意報	流域雨量指数基準	矢形川流域＝11.6、八勢川流域＝12.8
		指定河川洪水予報による基準	緑川水系〔城南・御船〕
	警報	流域雨量指数基準	矢形川流域＝14.6、八勢川流域＝16.1
		指定河川洪水予報による基準	緑川水系〔城南・中甲橋・大六橋・御船〕

注1) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。土壌雨量指数基準は1 km格子毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は町内における基準値の最低値を示している。

注2) 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。

注3) 基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。

注4) 「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川〔△△〕」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を、氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

3 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

第2項 洪水予報

1 種類及び発表基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、町長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

第4章 気象予警報・観測・通信連絡

◆洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
緑川水系氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
緑川水系氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
緑川水系氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
緑川水系氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

(1) 洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	実施区間	基準地点
御船川	左岸：上益城郡御船町大字辺田見字井手下 1161 番地先から緑川合流点まで 右岸：上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山 492 番の 1 地先から緑川合流点まで	御船

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

水系名	予報区域名	河川名	洪水予報基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
					レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
緑川	緑川水系	御船川	御船	御船橋（新橋）	2.00m	3.00m	3.60m	4.30m

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
緑川水系	熊本河川国道事務所、 熊本地方气象台

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、【資料 2-1】（P. 46）のとおり。

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、【資料 2-2】（P. 49）のとおり。

第3項 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 国土交通大臣が発表する水防警報

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報の種類及び発表基準

県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

国土交通大臣が発表する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

◆国土交通大臣が発表する水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 国土交通大臣が水防警報を発表する河川及びその区域

河川名		区域
緑川	支川	左岸：上益城郡御船町大字辺田見字井手下 1161 番地先から緑川合流点まで
	御船川	右岸：上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山 492 番の 1 地先から緑川合流点まで

(3) 国土交通大臣が発表する水防警報の対象となる基準観測所

水系名	河川名	対象 量水標	待機	準備	出動	警戒	解除
緑川	御船川	御船	水防団待機水位 (1.60m) に達し、氾濫注意水位 (2.00m) に達すると思われるとき。	水防団待機水位 (1.60m) を越え、氾濫注意水位 (2.00m) を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位 (2.00m) に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位 (2.00m) に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位 (2.00m) 以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。

(4) 国土交通大臣が発表する水防警報の発表形式

国土交通大臣が発表する水防警報の発表形式は、【資料 2-3】 (P. 50) のとおり。

(5) 国土交通大臣が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関

国土交通大臣が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関は、【資料 2-4】 (P. 53) のとおり。

3 県知事が発表する水防警報

(1) 県知事が発表する水防警報の種類及び発表基準

第4章 気象予警報・観測・通信連絡

水防警報発令者(水防区本部長)は、水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を関係水防管理者へ通知するとともに県水防本部へ通報するものとする。

なお、確実に期するため着信確認を行うものとする。

水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は必要に応じて出動、その他の措置をとらせるものとする。

◆県知事が発表する水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるものとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水警報等により、又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備(高齢者等においては避難の開始)をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。
嚴重警戒	洪水により堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を直ちに避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越流・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

(2) 県知事が水防警報を発表する河川及びその区域

河川名	観測局名	区域
御船川	県御船	左岸：八勢川合流点から上益城郡御船町大字辺田見（若宮堰）まで 右岸：八勢川合流点から上益城郡御船町大字辺田見（若宮堰）まで
矢形川	落合橋	左岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで 右岸：上益城郡御船町大字木倉の四宮橋上流端から上益城郡御船町大字高木地先の九州縦貫自動車道（矢形川橋）まで

(3) 県知事が発表する水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
御船川	県御船	御船町大字滝尾字六地藏	3.03m	3.62m	3.62m	3.93m
矢形川	落合橋	御船町大字木倉字筒井崎 7511	2.15m	3.38m	3.65m	3.76m

(4) 県知事が発表する水防警報の発表形式

県知事が発表する水防警報の発表形式は、【資料2-5】(P.54)のとおり。

(5) 県知事が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関

県知事が発表する水防警報の連絡系統及び連絡機関は、【資料2-6】(P.61)のとおり。

第4項 雨量観測所

◆御船町に係る雨量観測情報

観測所	所在地	管理
島木	大字七滝字原久保 2524	国土交通省
吉無田	大字吉無田 8405 番地 42	熊本河川国道事務所
田代	大字田代字折建又 7694-5	御船町
砂防御船	大字瀧の尾字峰穴 1203-21	熊本県砂防課

第5項 河川カメラ

◆御船町に係る河川カメラの映像情報

河川名	観測所名	管理
御船川	上流出張所	国土交通省熊本河川国道事務所
	下鶴橋	熊本県
	小坂橋	国土交通省熊本河川国道事務所

第2節 気象予警報等の情報収集

◆情報の入手先

入手先	入手先の URL
気象庁ホームページ（一般向け）	http://www.jma.go.jp/jp/warn/ ほか
気象庁防災情報提供システム（自治体向け）	https://bosai.jmainfo.go.jp/
熊本県 統合型防災情報システム	http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/GmnDsp.exe?M100
国土交通省 川の防災情報	http://www.river.go.jp/

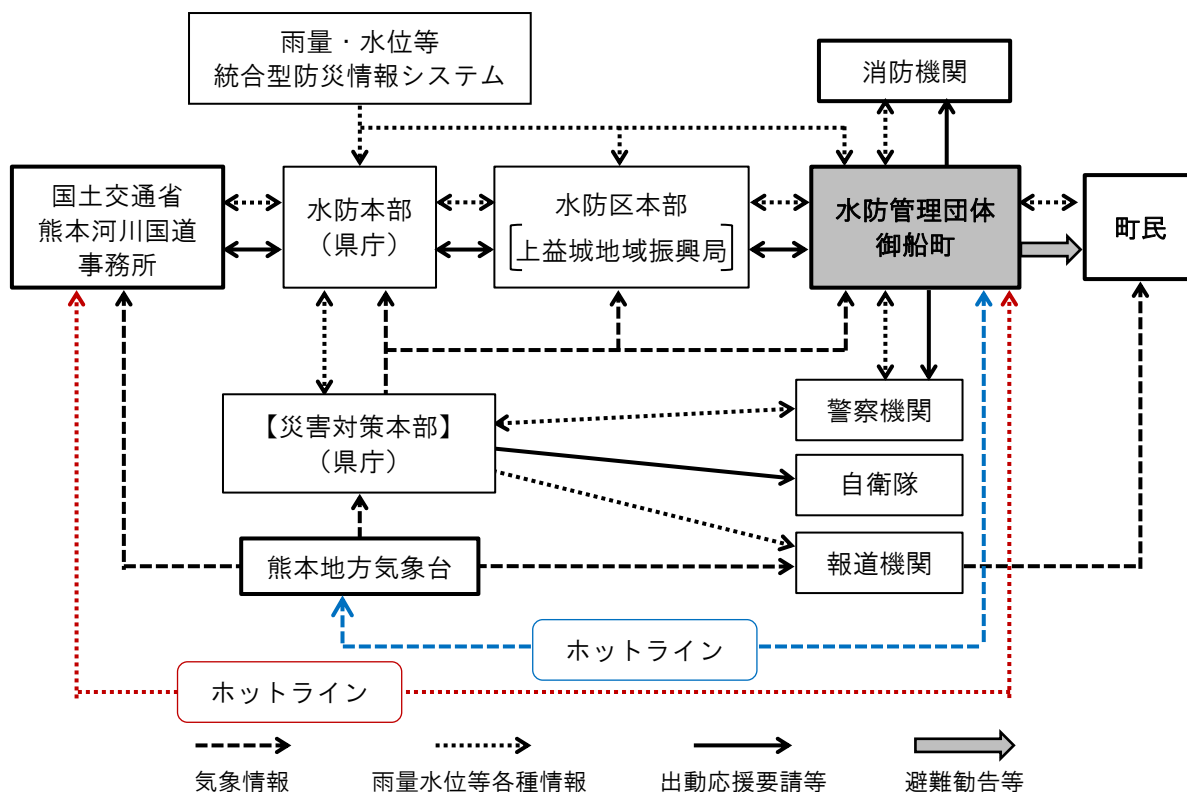
◆情報の種類と入手先

種類	入手先			
	気象庁 (一般向け)	気象庁防災情報 提供システム	熊本県統合型防 災情報システム	国土交通省 川の防災情報
1. 警報・注意報	○	○	○	
1-1. 警報級の可能性	○	○		
1-2. 流域雨量指数の予測値		○		
2. 雨量観測情報	○	○	○	○
3. 河川水位、河川カメラ情報			○	○
4. 記録的短時間大雨情報	○	○		
5. 高解像度降水ナウキャスト	○	○		
6. 大雨警報(浸水害)の危険度分布	○	○		
7. 洪水警報の危険度分布	○	○		
8. 台風情報	○	○		

第3節 通信連絡

第1項 通信連絡系統

水防における通信連絡は無線・優先通信網により行うものとし、連絡にあたっては、確実に期するため着信確認を行うものとする。また、その系統図は次のとおりである。



第2項 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第3項 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- 1 熊本県警本部通信施設
- 2 九州地方整備局通信施設
- 3 九州電力株式会社通信施設
- 4 九州旅客鉄道株式会社通信施設
- 5 熊本地方気象台通信施設

第5章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

◆水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表

所轄別	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町	御船町
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
倉庫名	田畑	東上野	茶屋本	津ヶ峰	玉来	落合	一丁目	小坂	玉虫
所在地	大字 水越	大字 七滝	大字 上野	大字 田代	大字 田代	大字 木倉	大字 御船	大字 陣	大字 滝尾
実 資 材	蛸 木	1	1	1					
	掛 矢	2	2	2	2	2	3	2	2
	ナ タ	2	2	2	2	2	5	2	2
	鋸	2	2	10	2	2	2	2	2
	鎌	2	2	5	2	2	30	2	5
	ス コ ッ プ	10	8	20	5	5	40	10	10
	ツ ル ハ シ	2	2	2	2	2	20	5	5
	一 輪 車	1	1	1	1	1	10	1	1
	照 明 器						2		
	ハ ン マ ー	3	3	3	3	3	3	2	3
	鍬	2	2	2	2	2	8	2	2
	番線カッター	1	1	1	1	1	2	1	1
	か ま す			50					
	布 袋 類	50	50	50	50	50	600		
	ど の う 袋	400	400	400	400	400	500	200	200
	杭 木	50	50	80	50	50	100		100
	鉄 線 k g	120	120	120	60	60	300		125
	縄 巻	2	2	2	2	2	6	2	2
	シ ー ト	5	5	5	5	5	50	3	5
	油流出処理剤						75 k g		
	油 吸 着 剤						100 k g		
	オイルフェンスマット						5m		

第5章 水防施設及び輸送

◆御船町水防管理団体車両一覧表

用途	車両	待機場所	車数	摘要
指導 連絡	乗用車	役 場	1 台	総務課
	パトロール車	〃	1 台	
作業 作業 連絡	ダンプカー	役 場	1 台	総務課
	軽トラック	〃	1 台	
	乗用車	〃	1 台	
作業 連絡	軽ワゴン	役 場	1 台	農業振興課
	軽バン	〃	1 台	
作業 作業 連絡	ライトバン	役 場	1 台	環境保全課
	ライトバン	〃	1 台	
	軽ワゴン	〃	1 台	
避難 救護	ワゴン	役 場	2 台	総務課
	乗用車	〃	1 台	
調 査	乗用車	役 場	2 台	町民税務課
		合 計	1 5 台	

備 考

1. 車両は所定の水防標識を立てて運行すること。
2. 車両は整備を完全にして出動態勢を整えること。
3. 所定の器材を準備しておくこと。

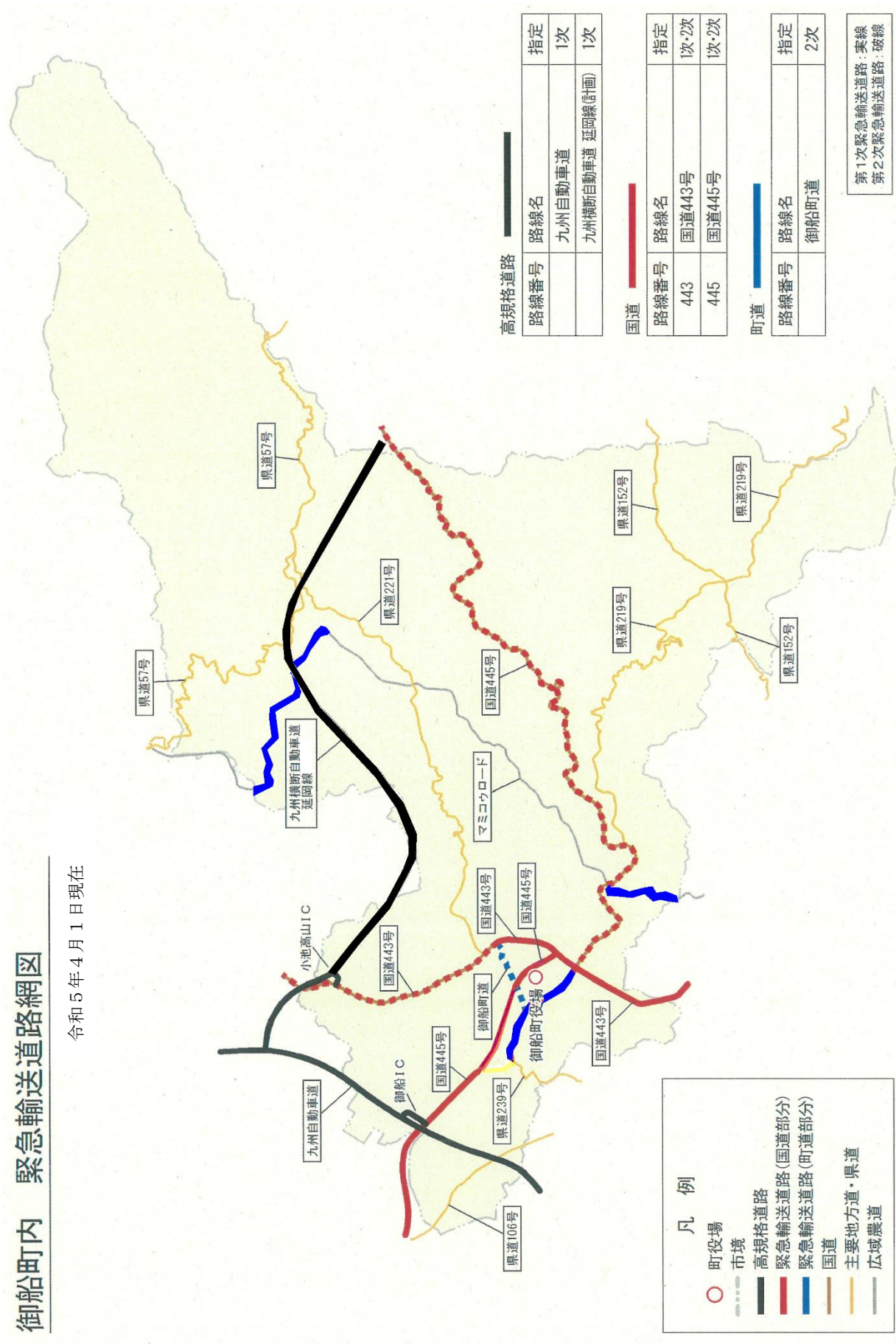
第2節 輸送の確保

災害時には、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送が早急に必要となる。

これらの活動を円滑に行うため、本町では以下の道路を緊急輸送道路に指定し、整備を図ることとしており、水防に必要な輸送経路としても位置付けるものとする。

また、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化及び耐震強化を図り、電柱等の構造物の地中化を推進し、自販機・看板等の落下防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。

町における緊急輸送道路の位置図は、次のとおりとする。



第 6 章 水防活動

第 1 節 水防配備

第 1 項 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、水防活動を適切に処理するものとする。

ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備基準	配備体制	配備人員
第 1 段階	○水防に関する警報・注意報等が発表されたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに第 2 段階の招集その他の活動ができる体制	5 名
第 2 段階	○水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき ○水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害応急対策)が遅滞なく遂行できる体制	10 名
第 3 段階	○甚大な災害が予想されるとき又は危険性が大きく第 2 段階で処理できがたいと認められるとき ○水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	20 名

第 2 項 消防団の非常配備

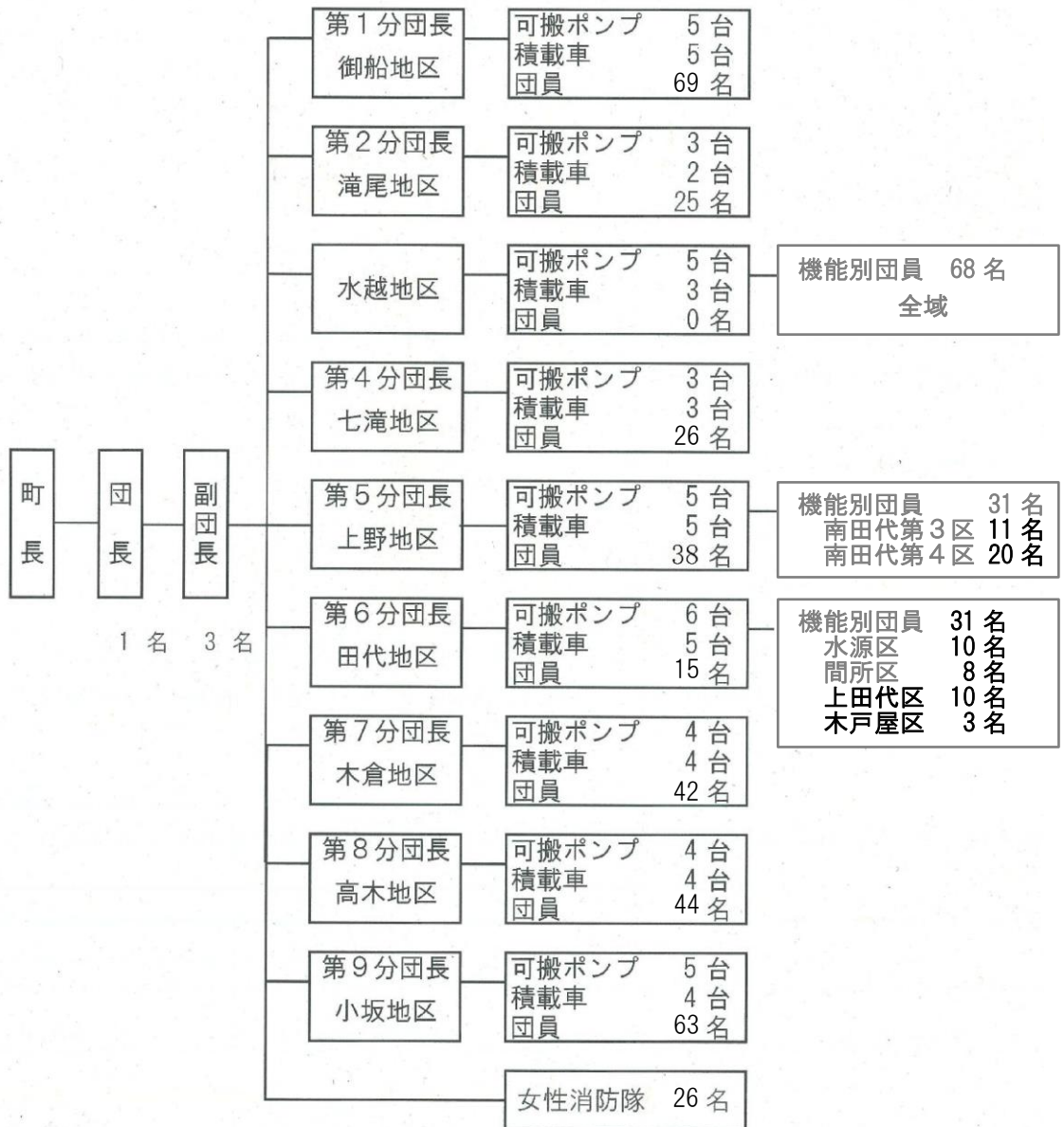
1 消防団の配備基準

町は、県知事から水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準は概ね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	○水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を水防本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態にしておく
準備	○河川の水位が氾濫注意水位に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、水門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	○河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	○町が解除の指令をしたとき	

2 消防団の組織



(1) 分団数 8分団

(2) 団員数 正副団長4名、分団長8名、副分団長8名、班長28名、団員304名、合計352名

(3) 機能別 水越地区68名、上野地区31名、田代地区31名、合計130名

(4) 積載車: 36台

(5) 可搬動力ポンプ: 40台

第2節 巡視及び警戒

第1項 平常時

町は、町域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を町に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を町に報告するものとする。

町が出水期前や洪水経過後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第8章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この際、消防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2項 出水時

町は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、班長及び河川等の管理者に連絡し、班長は水防本部長に報告するものとする。

ただし、堤防やその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊・漏水等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- 1 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 5 取排水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮しても最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、【資料4】（P.64）のとおりである。

その際、水防本部員及び消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防本部員及び消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 緊急通行

第1項 緊急通行

町は、水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地を通行することができる。

第2項 損失補償

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立ち退き

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、御船警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 町は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県央広域本部に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、御船警察署と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

第1項 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、町、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第4章を参照）。

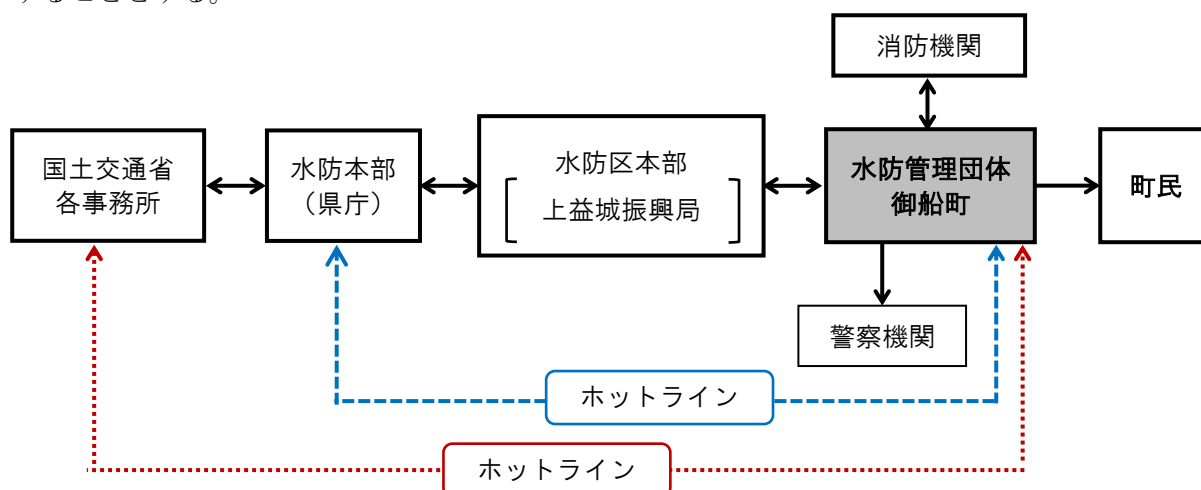
第6章 水防活動

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

第2項 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりとする。

河川等の管理者は、氾濫（決壊又は溢水）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、氾濫解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が予想される区域を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に町に提示することとする。



第3項 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、町、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

第1項 水防本部の廃止

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、水防本部を廃止し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第2項 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

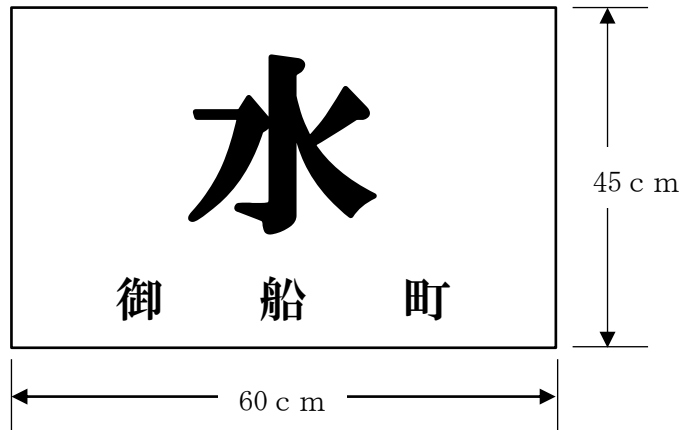
解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第7章 水防標識及び信号

第1節 水防標識

水防法第18条、第19条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、次のとおりとする。



第2節 水防信号

水防法第20条に規定された水防信号は、熊本県水防信号規則に準じて次のとおりとする。

	区分	警鐘記号	サイレン信号
第1信号	知事が定めた警戒水位に達したことを知らせるもの	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 ○ー休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー休止 ○ー休止 5秒 15秒 ○ー休止
第2信号	当該水防管理団体の水防団員及び、消防機関に属する全員が出動すべき事を知らせるもの	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー休止 ○ー休止 5秒 6秒 ○ー休止
第3信号	当該水防管理団体の予め定めた区域内に居住するものが出動することを知らせるもの	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー休止 ○ー休止 10秒 5秒 ○ー休止
第4信号	住民が避難することを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ー休止 ○ー休止 1分 5秒 ○ー休止

備考 (1) 信号は適宜の時間継続すること。
(2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
(3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 8 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、町が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- 1 町に対して、河川に関する情報（河川水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、河川カメラの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 町に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び町等からの異常な漏水等についての通知を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 3 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- 4 重要水防箇所の合同点検の実施
- 5 町が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 6 町及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 7 町及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- 1 町に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- 2 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- 3 町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- 4 町が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、町は、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援を求めるものとする。

また、他市町村長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

町は、水防のため必要があると認めるときは、御船警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。その方法等について、あらかじめ御船警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

町は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、町が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局との調整を行うものとする。

第5節 国（熊本河川国道事務所、熊本地方気象台等）との連携

第1項 水防連絡会

町は、県や熊本河川国道事務所等が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な情報について情報収集を行う。

第2項 ホットライン

町は、河川の水位状況については熊本河川国道事務所及び熊本県とのホットラインにより、又は熊本地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して、企業等への協力を求めるものとする。

第7節 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施にあたっては、地域住民や自主防災組織等と連携を図り、水防活動のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第9章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

また、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。

ただし、その金額及び負担の方法は、双方協議のうえ決定する。

第2節 公用負担

1 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 水防法第28条第2項の規定により公用負担の権限を行使した場合は、次のような「公費負担証票」を2通作成し、その1通を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して、水防管理者（町長）は時価によりその損失を補償するものとする。

公用負担の証

住 所 御船町大字
負担者氏名

物件数量	負担内容（使用、収用、処分等）	期 間	摘 要

年 月 日

命令者氏名



第 10 章 水防報告

水防活動が終了したときは、下記内容を次の様式第1により水防実施状況報告書を7日以内に知事に報告しなければならない。

- 1 堤防、その他施設の異状の有無
- 2 使用資材の種類及び員数、その他回収分
- 3 工費負担の種類及び数量
- 4 他管理者の応援の状況
- 5 居住者の出勤状況
- 6 警察の援助状況
- 7 現場指導吏員氏名
- 8 立ち退きの状況
- 9 水防関係者の死傷の有無
- 10 その他、必要ありと認める事項
- 11 今後の水防につき考慮を要する点、その他の意見

様式・第1 水防実施状況報告書

実施団体名				作成責任者				
実施災害名				報告年月日	年 月 日			
場 所	川（左岸・右岸）			地先	m			
	御船町大字			字				
日 時	自	月	日	時	・至	月	日	時
出水概況	雨量	mm	警戒水位	m	出水水位	m		
水防工法	箇所 m							
作業概況								
出動人員	水防団	人	その他	人	計	人		
水防結果	堤 防	田	畑	家	道 路	人 口	その他	
効 果								
被 害								
所 要 経 費					使 用 材 料			
人 件 費		物 件 費			土 の う			
手 当 て	円	資 材 費	円		杭			
そ の 他		器 材 費			シ ー ト			
		燃 料 費			そ の 他			
		雑 費						
		そ の 他						
水防活動総括								

第 11 章 水 防 訓 練

- 1 水防管理者（町長）は、6 月上旬までに 1 回以上水防区本部の協力を得て水防訓練を行わなければならない。
- 2 水防訓練には観測、通報、連絡、出動、輸送、水防工法、水門の操作、避難等について行う重要な事項について重点的に実施し、団員に周知徹底を図る。

第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本町に関係する浸水想定区域図は次のとおりである。

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	指定年月日
緑川水系緑川 洪水浸水想定区域図	想定最大規模（L2）： 12時間総雨量 595mm 想定最大規模（L1）： 12時間総雨量 279mm	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所	平成29年5月30日
緑川水系御船川 洪水浸水想定区域図			
緑川水系加勢川 洪水浸水想定区域図			
緑川水系御船川、 八勢川、上滑川 浸水想定区域図	降雨強度 51.3mm/h r	熊本県上益城地域振興局	平成20年9月9日
緑川水系木山川他 浸水想定区域図（本町は 矢形川・天水川が該当）	木山川流域の時間雨量 86mm	熊本県上益城地域振興局	—

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

御船町防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、御船町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の名称及び所在地

御船町地域防災計画で定めている洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、【資料5】(P.66)に示すとおりであり、洪水時等にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第3節 総合防災マップ

町では、緑川水系洪水浸水想定区域の指定及び土砂災害警戒区域等の追加指定に基づき、洪水想定区域内に居住する住民等に対し、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平成30年5月までに「御船町総合防災マップ」を作成し、町内全戸に配布している。

また、総合防災マップの内容は、町ホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

さらに、町内自治会単位での「地域版ハザードマップ」の作成をとおして、町民の防災意識の高揚を図り、“自らの命は自らで守る”という自助と地域住民が助け合う共助の意識を涵養することで、地域の防災体制の整備、要配慮者等の支援体制の構築、災害時の安全な避難経路や地域の指定緊急避難場所の明確化など、地域コミュニティによる防災力の強化に取り組んでいる。

第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保 のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により、御船町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置くように努めるものとする。

第 13 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第 2 節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体と水防団の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用

町は、水防協力団体の申請があった場合は、【資料 6-1～4】（P. 69～72）の水防協力団体指定要領等を基に指定することとする。

また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、【資料 6-5～6】（P. 72～73）の水防協力団体との水防協働活動実施要領によるものとする。